

高周波利用設備の表示方法に関して

平成 29 年 4 月 17 日、電波法施行規則を改正する省令(*)が公布・施行されたことにより、高周波利用設備の電磁的方法による表示が可能となりました。改正の概要は以下のとおりです。

(*) 電波法施行規則の一部を改正する省令 総務省令第35号 (平成29年4月17日)

- 1 容易に脱落しない方法により、前項の設備の見やすい箇所に付す方法（従前どおり：図 1-1/1-2 参照）
- 2 電磁的方法により記録し、当該表示を特定の操作によって当該設備の映像面に直ちに明瞭な状態で表示する方法（可能となった表示方法：図 2 参照）

※電磁的方法によって表示を付する場合は、「電磁的方法によって表示を付した旨」及び「当該表示の表示方法」について、これらを記載した書類の当該製品への添付その他の適切な方法により明らかにする必要があります。

図 1-1：本体への表示

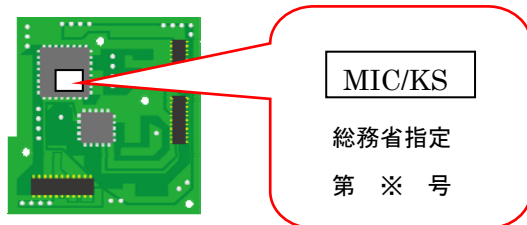


図 1-2：本体への表示

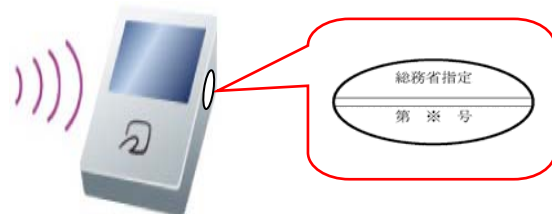
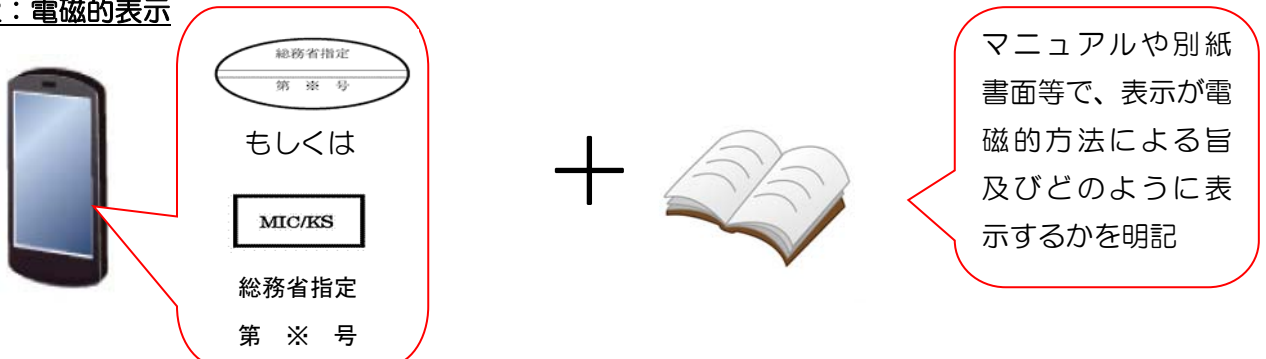


図 2：電磁的表示



※表示マークの形状および大きさについては関連規則（次ページ）に従います。

関連規則：別表第七号(第46条の4関係)



図1

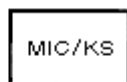


図2

注

- 1 形状は図1に示すものとし、大きさは長径が2センチメートル以上とすること。ただし、図1による表示が困難なときは、形状は図2に示すものとし、大きさは長辺が5ミリメートル以上とすること。この場合において、図2による表示と併せて「総務省指定」及び「第 ※ 号」のように記載すること。
- 2 材料は、容易にき損しないものであること。
- 3 色彩は、適宜とする。ただし、「総務省指定」及び「MIC/KS」の文字並びに指定番号を容易に識別することができるものであること。
- 4 表示は、容易に脱落しない方法により、当該指定に係る型式に属する設備の見やすい箇所に付すこと。
- 5 ※印は、指定番号とすること。

お問い合わせ先：

株式会社ディーエスピーリサーチ 営業部

TEL: 078-940-0377(代表)/e-mail: sch_rf@dspir.co.jp